

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の改正について（議案第42号）

建築指導課

1 改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画（消費性能向上計画）の認定の申請について、申請の対象となる建築物の手数料区分を改める。
- (2) 消費性能向上計画の認定を受けるための建築物エネルギー消費性能誘導基準として、計算によらずに当該性能を有することが確認できる「誘導仕様基準」が新設されたため、当該基準による住宅の認定申請の手数料区分を追加する。

3 施行期日

公布の日